

岐阜市立女子短期大学

目 次

I	認証評価結果	2-3
II	基準ごとの評価	2-4
	基準1 短期大学の目的	2-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-8
	基準4 学生の受入	2-11
	基準5 教育内容及び方法	2-14
	基準6 教育の成果	2-20
	基準7 学生支援等	2-23
	基準8 施設・設備	2-27
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-30
	基準10 財務	2-33
	基準11 管理運営	2-35
<参 考>		2-41
i	現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-43
ii	目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-44
iii	自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）	2-46
iv	自己評価書等	2-51
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-52

I 認証評価結果

岐阜市立女子短期大学は、短期大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める短期大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 各学科において、各試験による受入学生の入学後の修得単位数、成績、資格取得等について追跡調査を実施し、入学者受入方針に沿った学生が受け入れられているかを検証している。
- 各学科（コース）において、資格等と関連付けた具体的な教育目標が設定されており、極めて実際の教育が行われている。
- 各学科の教育目的に合わせたインターンシップが行われており、学生の学習の動機付けや、進路選択に役立っている。
- 平成15年度の文部科学省特色GPに「デザインを通じた地域との連携による教育」が採択され、地場産業や行政と連携して、より実践的な教育を実施している。
- 退学者が極めて少ない。
- 全学的に資格取得のための取組が極めてきめ細かく行われており、学生の満足度も極めて高く、わかりやすい成果が上がっている。
- キャンパスが好適な環境にあり、施設・設備が充実しており、学生の満足度も極めて高い。
- 教育を行う上で必要な施設が整備されており、特にバリアフリーに全面的に対応している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 授業料減免制度の改善・充実が望まれる。
- シラバスの記載内容が簡略である。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準 1 短期大学の目的

- 1-1 短期大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準 1 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 短期大学の目的（学科又は専攻課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第 108 条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

当該短期大学の目的は、岐阜市立女子短期大学学則第 1 条に「岐阜市立女子短期大学は、女子に対して幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成し、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的な知識と技能を授け、有為な社会生活を営み、かつ地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。」と定められている。また、この目的に即して、英語英文学科では教育目標を「英語コミュニケーション能力を身につけ、英語と英米文化に関して理解を深めることで未知なる発想様式に目を開き、国際感覚を養い、国際社会や地域社会で積極的に活躍できる人材の養成」と定めており、同様に国際文化学科では「世界の多様な文化や価値観を理解し、言語コミュニケーション能力や情報コミュニケーション能力を身につけ、国際化・情報化した現在の社会において積極的・主体的に活躍できる人材の養成」と、食物栄養学科では「人々の健康維持・増進を図ることを目的に、人体、疾病、食品関係など幅広い分野の専門知識を身につけ、健康な食生活を企画・実践できる人材と、地域社会において栄養指導などに積極的役割を果たせる栄養士の養成」と、生活デザイン学科では「ファッション、建築・インテリア、グラフィックなどの分野において、素材選定から設計、制作に至るデザインの専門知識や技能を身につけ、人々の生活環境の向上に活躍できる人材の養成」とそれぞれの教育目標を定めており、これらの各学科の教育目標は岐阜市立女子短期大学学則第 3 条に定められている。

これらのことから、短期大学の目的が、明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

教職員には、短期大学の目的を規程集によって周知しているほか、新任教職員に対しては、新任者研修によって理解を促している。学生に対しては、学則の記載された学生便覧を通して目的を周知しており、新入生については、入学時のガイダンスにおいて説明することにより、目的の周知を図っている。

大学の目的、各学科の教育目標、入学者受入方針等はウェブサイト、学生募集要項や大学案内等により公表されている。これらの資料は、高等学校訪問や企業訪問の際に配付されているほか、オープンキャンパス、大学祭、大学展、公開講座等においても配布されている。

これらのことから、目的が、短期大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

2-1 短期大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学科、専攻科及びその他の組織並びに教養教育の実施体制）が、短期大学の目的に照らして適切なものであること。

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学科（専攻課程を含む。）の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該短期大学は、英語英文学科、国際文化学科、食物栄養学科、生活デザイン学科の4学科より構成されており、学則に規定する「幅広く深い教養及び総合的な判断力」「豊かな人間性」「専門的知識と技能を涵養し、地域社会の発展に貢献する人材を養成する」という短期大学の教育目的に対応した構成となっている。

このことから、学科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

教養教育については、専管する組織は置かれていないが、学科を越えた全学的な教務委員会において検討し、実施する体制が整えられている。

教養教育科目に関しては、全学体制で分担することを原則としている。教養科目の英語教育は、英語英文学科と国際文化学科の教員が担当している。情報処理教育は、基本的に各学科が分担して実施しているが、国際文化学科の教員が他学科の補助に当たっている。それ以外の一般教養科目は、科目担当可能な専門分野の教員がこれに当たっている。

大学生としての心構えや勉学の態度を養い、専門科目や卒業研究への橋渡しを目的とした「教養演習」が全学科に置かれており、各学科の教員が担当している。

また、各学科の専門教育科目を他学科の教養科目として認定する「開放科目」が置かれているほか、岐阜県内の他大学との単位互換制度（ネットワーク大学コンソーシアム岐阜）で履修した単位を、当該短期大学の教養科目として認定している。

これらのことから、教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-④ 短期大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

該当なし

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教授会は、学則等の規程の制定・改廃、教育研究の施設やカリキュラム、単位の認定、厚生補導、学生の入学・退学・卒業等に関する事項、大学予算、教員の人事等、大学運営の重要事項について審議・決定している。教育課程や履修等教育活動に関する事項は、各学科や総務・教務・厚生等の各委員会で事前に検討され、教授会で報告・審議されている。

このことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-2② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

教育課程や教育方法等を検討する委員会として、教務委員会が置かれている。月1回程度開催される教務委員会は「教務委員会規程」に基づき、組織・運営されており、教務委員長（学生部長）の下に、各学科の委員1人と事務局から2人の合計7人で構成されている。教務委員会の審議事項は、カリキュラム改正、履修計画、時間割編成、単位認定、学生の退学、休学及び復学、教養教育、その他の教育・学修指導等に関する事項である。

このことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該短期大学の教員は、「岐阜市立女子短期大学条例」「岐阜市立女子短期大学学則」によって、教授、准教授、専任講師及び助教から構成されている。助教の職務については「助教の職務等についての申合せ」により、講義を担当するほかに、演習、実習、実験の補助も行っている。教員は学科長を責任者とする各学科に所属している。

教員とは別に、助手又は嘱託助手が各学科に配置され、演習、実習、実験の補助及び学科の事務的業務を担当している。

教員の総数は市条例で決められているが、各学科の教員定数及び助手又は嘱託助手の配置数は教授会で決定している。現在の定数及び配置数は平成18年度第2回の教授会で決められており、退職者があった場合には、その枠内で教員や助手を補充している。

教養教育科目に関しては、全学体制で分担することを原則としており、専門教育科目に関しては、各学科内で協議をして分担を決めている。

また、非常勤講師の採用と担当科目については、各学科で原案を作成し、教務委員会の審議を経て、教授会において決定している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていると判断する。

- 3-1-② 教育課程を遂行するため、各学科（専攻課程を含む。）に必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

当該短期大学の短期大学士課程の専任教員数は、教授11人、准教授10人、専任講師7人、助教4人の計32人であり、短期大学設置基準が求める必要専任教員数を上回っている（このほかに学長1人）。食物栄養学科については、短期大学設置基準とは別に栄養士養成施設として必要とされる専任助手数も確保している。さらに、各学科のカリキュラムに応じて、非常勤講師38人、助手4人、嘱託助手2人が配置されている。

学科ごとにみると、英語英文学科の専任教員数は6人であり、このうち教授は2人である。国際文化学科の専任教員数は8人であり、このうち教授は3人である。食物栄養学科の専任教員数は7人であり、このうち教授は2人である。生活デザイン学科の専任教員数は11人であり、このうち教授は4人であり、い

ずれの学科も短期大学設置基準が求める必要専任教員数を上回っている。また、いずれの学科も主要な授業科目のほとんどは、専任の教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

当該短期大学では、教育・研究を適切に行い、かつ活性化させるために、教員の採用は完全な公募制をとっている。

教員の年齢的なバランスについては、60歳代が15.6%、50歳代が28.1%、40歳代が21.9%、30歳代が34.4%を占めており、おおむね年齢的なバランスが取れている。また、女性教員は全体の約3分の1を占めている。従来は、定年退職者の後任として博士課程修了生ないしそれに準ずる業績を有する30歳前後の教員を、専任講師として採用することが多くみられたが、近年の退職者の増加や実務経験の重視等から、ある程度の教育・研究・実務経験を有する人材を、准教授又は教授として採用する場合も増えている。

外国人教員は、平成10年度以降から任期を定めないこととして、日本人教員と同様に任用している。現在、英語英文学科にアメリカ人教員が1人、国際文化学科に中国人教員が1人在籍しており、各学科の語学教育の特徴になっている。

これらのことから、短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

教員の選考については、「教員選考規程」に基づいて、「教員選考基準に関する申合せ」に採用基準や昇任基準が明確に定められている。ここでは、教授、准教授、専任講師、助教のそれぞれにふさわしい研究業績、教育の実績、大学運営への貢献、社会貢献の4分野での基準を定めており、このうち研究業績、教育の実績については、職位ごとに研究歴、教育歴及び業績、実績の数量基準が定められている。

特に、教育実績においては、平成15年度から担当科目のシラバス、教育方法の向上のために実践してきた事項、作成した教科書・教材、クラブ顧問等の授業以外の学生指導等の事項によって、教育上の指導能力を審査している。

このように、採用や昇任の基準は明確に定められているが、今後はさらに、教育実績や大学運営への貢献、社会貢献等を客観的に数値等で評価する基準を設けることが課題とされている。また、教育上の指導能力の評価に関しては、教育経験年数、担当コマ数、履修者数等の客観的データ、授業評価アンケートでの学生の評価等を参考に審査しているが、より実質的な教育・指導能力の評価基準を作成することが、今後の課題となっている。

人事選考のプロセスについてみれば、採用人事では、学科から学長に対して、「教員選考規程」に基づいた専任教員の公募申請が出され、学長は総務委員会に諮った上で教授会に提案している。教授会では人事着手を決定して、公募要領を定め、選考委員会を立ち上げた後に、選考委員会が選考作業を行い、教授会へ審査意見書を提示して、最終的に教授会における投票により採用を決定している。

昇任人事については、当該学科長が「教員選考基準に関する申合せ」に示された選考基準をクリアしたと判断したとき、「教員選考規程」に定める当該教員の書類を添えて学長に申請している。以降のプロセスは採用人事と同様である。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に関する評価は、平成4年度から自己評価委員会が設けられ、この委員会で教育活動に関する定期的な評価を行っている。

教員は年度末に教育・研究・学内運営・社会活動に関する業績報告書を、自己評価委員である学科長を経由して学長に提出している。また、教員は毎年度5年分の研究実績を学長に提出し、学長はそれに基づいて、基礎額に上積みする研究費の傾斜配分を行っている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

個々の教員について、研究業績と主要科目との連関をみると、教育の目的を達成するための基礎として、教育内容と相関性を有する研究活動が行われていると判断できる。また、教員は毎年、個人業績報告書を学科長を通して学長に提出しており、その過程で教員の研究活動と教育との関連性がチェックされている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 短期大学において編成された教育課程を遂行するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

教育課程に関わる事務の担当は「岐阜市立女子短期大学処務規則」により定められており、大学の財務及び庶務、大学施設の管理運営を除く、教務、学生補導、福利厚生及び保健衛生、附属図書館、情報関係の職員が教育課程に直接関係している。

附属図書館には司書（嘱託）2人とアルバイト1人を配置している。

また、英語英文学科では助手1人、国際文化学科では嘱託助手1人、食物栄養学科では助手3人、生活デザイン学科では嘱託助手1人が演習、実習、実験の授業を補助する教育支援者として勤務している。

現在のところ、教育課程を展開するに必要な事務職員数は確保されているといえるが、事務職員については、市職員の人事異動の中に組み込まれており、異動のサイクルが短く、当該短期大学のそれぞれの部署での業務に習熟する時間的余裕が少ない。今後、職員の研修を強化することが課題となっているが、事務職員は短期間内に業務内容を理解して、学生との対応も含めておおむね円滑に業務を遂行している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 教員の採用及び昇任に際して、教育上の指導能力を評価することは一定程度行われているが、より客観的で実質的な教育上の指導能力の評価方法を工夫・検討することが期待される。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

当該短期大学では、短期大学の教育目的及び各学科の教育目標に基づき、求める学生像が明確に定められている。例えば、英語英文学科では、英語と英米文化に関して理解を深めることで未知なる発想様式に目を開き、国際感覚を養い、異文化コミュニケーション能力を高め、国際社会の一員として活躍できる人材を育成することを学科の教育目標として設定し、「英検2級程度の英語力がある」「英米文化に深い関心がある」「留学経験がある、あるいは留学を希望している」「学習意欲が旺盛で、自立心、責任感がある」等の資質のいずれかをもった学生を求めると明確に定められている。これらは、『学生募集要項』及びウェブサイトで公表されているほか、大学説明会やオープンキャンパス等で周知が図られている。

また、一般入学試験のほか、推薦入学試験、AO入学試験（アドミッション・オフィス入学試験）等、多様な選抜方法を用意しており、受験生の学力だけではなく、意欲や技能、経験等の多様な能力を基準として、求める学生像に即した入試選抜方法が採用されているものと判断される。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

- 4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

当該短期大学では、入学者受入方針に則して、「一般入学試験」と「特別選抜試験」を実施している。「一般入学試験」は大学入試センター利用の入学試験と、独自入学試験の2種の選抜方法からなり、「特別選抜試験」は推薦入学試験、推薦入学試験（専門高校）、AO入学試験、社会人入学試験、帰国子女入学試験、留学生入学試験の6種の選抜方法からなる。

大学入試センター利用の入学試験においては、試験の点数配分や受験科目は、学科ごとの入学者受入方針に基づいて決定している。例えば英語英文学科では、国語（漢文を除く）と英語（リスニングを含む）の2教科2科目に、高等学校における成績を加えた総合力で可否を判定している。

独自入学試験は、英語英文学科、国際文化学科及び食物栄養学科では、国語、英語の2教科、生活デザイン学科では、英語に加えて国語・数学・実技から1科目を選択する選抜方法がとられている。

推薦入学試験は、地域や高等学校を限定しない全国公募であり、小論文、面接、出願書類（調査書、推薦書及び志望理由書）により行っている。特に小論文及び面接については、各学科が入学者受入方針に基づいた独自の方法を工夫して採用している。

また、生活デザイン学科の場合には、推薦入学試験（専門高校）を実施し、専門分野について高等学校時代から関心と能力を持っている学生を選抜している。

「特別選抜試験」のうちAO入学試験は、英語英文学科（平成 20 年度以降）と生活デザイン学科（平成 17 年度以降）が実施しており、平成 22 年度より国際文化学科でも実施することとしている。

過去 5 年間の志願倍率の平均が 2.23 倍から 3.81 倍となっていること、退学者が少ないこと、卒業時満足度調査での各学科のカリキュラムに対する満足度が高いこと等から総合的に判断して、求める学生像に沿った妥当な学生受入方法を採用しており、実質的に機能してきていると判断される。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

社会人及び留学生に対して、特別選抜試験を実施しており、その受入方針は募集要項等において示されている。ここ 5 年間で社会人は 34 人が受験し、14 人が入学している。また、留学生は 2 人が受験し、1 人が入学している。

社会人及び留学生を受け入れることにより、他の学生に対する教育的効果も現れている。社会人で入学した学生は、年齢的にもリーダー的存在となり、勉学意欲も旺盛であることから、他の学生に対して模範となり、学位授与式には毎年表彰を受けている。また、留学生は勉学意欲が旺盛で極めて優秀であり、他の学生に対しても異文化交流・体験の機会を提供していることから、留学生受入の所期の目的を達成していると判断される。

これらのことから、入学者受入方針に応じた適切な対応が講じられていると判断する。

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

当該短期大学においては、学長、学生部長、附属図書館長、各学科長、及び事務局長の計 8 人で構成される入試委員会が、すべての入試業務を統括している。

入学者選抜は、「AO 入学試験業務要領」「推薦入学試験業務要領」「一般入学試験業務要領」等、きめ細かな実施要領に即して行われており、ミスが発生しないよう努めている。

可否の判定は、各学科が可否の原案を作成したものを、入試委員会が審議検討し、全学の可否判定案を決定して教授会に提案し、教授会が最終決定している。

また受験者に対しては、個人別成績開示請求書により、受験者自身の総合点及び順位を開示している。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

当該短期大学では、年度当初に入試委員会で入学者受入状況を確認し、教授会に報告しているほか、入試委員会で入学者選抜方法の検証を行っている。

各学科では、各試験による受入学生の入学後の修得単位数、成績、資格取得等について追跡調査を実施し、入学者受入方針に沿った学生を受け入れているかを検証して、入試成績と入学後の成績の相関を見ながら入試配点を再設定するなど、次年度の各入試での選抜方法の改善に役立てている。

また、高等学校の進路担当者と情報交換して、次年度の選抜方法の検討に生かしている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該短期大学における平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率（入学定員充足率）の平均は次のとおりである。

〔短期大学士課程〕

- ・ 英語英文学科：1.16 倍
- ・ 国際文化学科：1.15 倍
- ・ 食物栄養学科：1.09 倍
- ・ 生活デザイン学科：1.13 倍

各学科別に過去 5 年間の入学定員充足率の最大値と最小値をみると、英語英文学科では、それぞれ 1.22 倍と 1.08 倍、国際文化学科では、それぞれ 1.20 倍と 1.13 倍、食物栄養学科では、1.11 倍と 1.08 倍、生活デザイン学科では、1.15 倍と 1.13 倍である。このように過去 5 年間では入学者が定員を下回ることはなく、また、入学者が定員を上回る場合も 3 割を超過する事態は生じていない。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各学科において、各試験による受入学生の入学後の修得単位数、成績、資格取得等について追跡調査を実施し、入学者受入方針に沿った学生が受け入れられているかを検証している。

基準5 教育内容及び方法

(短期大学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専攻科課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<短期大学士課程>

- 5-1-① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教養科目は7つの視点(現代社会の理解、自然・環境の理解、人間の理解、健康科学、情報科学、外国語、教養演習)から構成されている。このうち、高等学校時代とは異なる学びや短大生活に移行するための転換教育科目としての「教養演習」のほか、「健康科学」「情報科学」「外国語」の分野を重視して、必須教養科目としている。

しかしながら、「学修規程」に示されている教養科目として開講されている科目数は必ずしも多くない。また、外国語関係では、英語英文学科はフランス語、その他の学科は英語しか開講されていない。

大学生としての心構えや勉学の態度を養い、専門科目や卒業研究への橋渡しを目的とした「教養演習」は、例えば、国際文化学科及び食物栄養学科では、それぞれの学科の教員が10人程度の学生を受け持ち、レポート作成、プレゼンテーション能力、情報収集(文献検索)の育成を目的にゼミ形式で行われている。各学科とも1日の学外研修を教養演習の一環としており、英語英文学科では、岐阜の史跡等を見学して英語の観光ガイドを作成しており、岐阜市が推進している「いざナビ」という観光用PRシステムに学生の文章が公表されている。生活デザイン学科では、美術館・歴史的建造物・伝統産業等の見学を行って、デザイン教育も兼ねている。

また、学科の専門教育科目の中に「開放科目」を設けて、他学科の学生が履修した場合には、教養教育科目の単位とすることができるようにしているが、それを履修している学生数は10~20人と少なく、必ずしも効果が明確に現れていない。

各学科では、学則に定められている大学の教育目的と学科ごとの教育目標に則して、さらに具体的な目標、取得できる資格等を明確に定めており、各学科の専門教育科目はこれを達成できるようなカリキュラムを組んでいる。

英語英文学科では、「国際感覚を身に付け、英語と英米文化の理解を深めること」「英語の運用能力向上」

が具体的な目標であるが、後者については、全員が卒業時までには実用英語検定2級合格及びTOEIC530点以上の得点を目標としており、既に実用英語検定2級を合格しているものには、準1級を目指すことを目標としている。こうした目標を達成するために専門教育では、「英文講読」「英米関係講義」「実用英語」の3分野を置き、それぞれの専門科目を配置している。また、現地での生きた英語やコミュニケーション力を身に付けるために、「海外英語演習」を設けて、希望者に対し、アメリカへの海外研修を実施している。

「ゼミナール」では、学生全員が各教員のゼミに所属して、教員の専門分野に関連したテーマで、学生自ら文献を収集、読解し、卒業論文を作成している。

国際文化学科は、次の3つを具体的教育目標としている。「自国日本を含めた世界の多様な民族文化、多様な価値観を理解し、相互の差異を認め、互いに尊重し合うことのできる、国際感覚を養う。」「言語によるコミュニケーション能力の基盤として、まず日本語の運用能力や表現力の更なる向上を図る。同時に国際的な意思疎通と相互理解のために、国際共通語としての英語力を充実させ、さらに昨今その重要度を増している中国語、韓国語の基礎的な語学力を身に付ける。」「情報化社会の中で生きていくために必要なコンピュータについての実用的な能力を身に付ける。全員が日本語ワープロ検定2級、情報処理技能検定2級の取得を目指す。」。こうした目標に合わせて専門教育では、「異文化の理解」「情報・言語コミュニケーション科目」「関連科目」の3分野を置いている。また、異文化体験と、生の会話経験のために、「海外言語・文化演習」を設けて、希望者に対し、アメリカ、中国、韓国への海外研修を実施している。さらに「専門演習」では、学生自ら調査研究し、口頭発表、論文作成等の訓練を積み、その集大成として、「卒業研究」では、学生が自ら設定したテーマについて、卒業論文の執筆やウェブサイト等の卒業作品の制作を行っている。

食物栄養学科は、「栄養や食生活の面から健康について学ぶだけでなく、人体の構造と機能、食品と衛生、各種疾病の予防や食事療法、栄養の指導、給食の運営に至るまで重要な分野を幅広く学ぶ。」「また、実験・実習・卒業研究等を通して、高度な専門知識・技能のほか、協調性やコミュニケーション力等を向上させる。」「さらに、管理栄養士に必要な知識も一部先行的に学べる。」「実践教育にも積極的に取り組み、インターンシップや卒業研究で地域との連携も図りつつ、最終的には、栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に定める授業科目の単位を修得することにより、栄養士の免許を取得する。」ことを目指している。こうした目標に対応して専門教育では、栄養士法で規定されている「社会生活と健康」「人体の構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」の6分野を置いて、各分野にふさわしい科目群を配置している。さらに、当該短期大学が独自に開講している「老年学」「病理学」「食品品質管理論」「食品流通論」「栄養士特論」「カウンセリング論」「基礎実験化学」を加え、管理栄養士を視野に入れたカリキュラム構成としている。実験・実習科目や、各教員のゼミに入って行う「卒業研究」では、協調性とコミュニケーション力の向上も図っている。また、給食センターで行う「給食管理実習」や、単位化はしていないが、病院、老人福祉施設で行うインターンシップにおいて、現場での実践教育を行なっている。

生活デザイン学科は、ファッション、印刷、出版、建築・インテリア業界等において、個人の能力を発揮し、社会に貢献できる職業人の育成を目的としてファッションデザイン専修及び感性デザイン専修の2専修を置き、前者にはファッションデザインコースとファッションビジネスコース、後者には建築・インテリアデザインコースとグラフィックデザインコースの計4コースを設けている。各コースにおいては具体的な教育目標が定められており、例えば、ファッションデザインコースについては、「衣服の製作、テキスタイル特性や色彩に関する知識や技術、感性や発想の表現方法を身に付け、デザイナーやパタンナー等、アパレル企業でクリエイティブに活躍できる人材を目指す」とされている。生活デザイン学科の専門教育

においては、「基礎科目」「専修科目」「展開科目」「卒業研究」の4分野を置き、段階的に専門的な知識と技能を修得できるようなカリキュラムを編成している。このうち、「基礎科目」は4コース共通となっており、「専修科目」でコース固有の専門知識と技能を身に付け、「展開科目」で他コースの専門知識と技能を学び、自らの専門分野に広がりを持たせることを狙っている。その集大成である「卒業研究」において制作した作品を、学外の施設で公開発表・展示することも教育の一環として行っている。また、カリキュラムにはないが、外国の優れたデザインに直に触れるため、希望者に対し、イタリア、オーストリア、フランス等への海外研修を実施している。

学生が将来就職した職場において必要とされる情報処理技能については、教養教育科目に留まらず、それぞれの学科の専門教育科目においても、コンピュータ実習を伴う科目を設置し、技能の修得に努めている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

多様な科目を履修したいという学生のニーズにこたえるために、当該短期大学の他学科の専門教育科目の履修を認めるほか、他大学との単位互換、インターンシップの実施と単位化等を行っている。

他学科の専門教育科目の履修については、開放科目として認定されている科目は、教養教育科目として振り替えることが出来るようになっている。

他大学との単位互換に関しては、岐阜県と県内 17 大学等や賛助会員からなる大学連合「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に加盟し、参加大学の学生が共通の授業を履修できる「共同授業」を、通常の対面授業とインターネットを活用したオンデマンド授業（e-learning）とで実施している。ただし、単位互換制度の利用者数は10人以下にとどまっており、必ずしもその効果が明確に現れていない。

またインターンシップは、学科の教育目的に応じて、英語英文学科と生活デザイン学科で単位化しているが、単位化していない国際文化学科、食物栄養学科でも実施されており、学生の学習の動機付けや、進路選択の参考となっている。インターンシップ受入先としては、ホテル、病院、老人福祉施設、小学校、産業技術センター、印刷会社、アパレル会社等である。

さらに、当該短期大学の通常の授業とは異なる、学生の関心や今日的課題をテーマにした特別講義を、各界の講師を招いて実施している。

なお、当該短期大学では、地場産業や行政と連携して、より実践的な教育を実施してきたが、平成 15 年度にはその成果が認められ、「デザインを通じた地域との連携による教育」が文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択され、記念シンポジウムの開催、岐阜市図書館分館ファッションライブラリーにおける公開講座シリーズと作品展示、岐阜市生涯学習拠点施設ハートフルスクエアGにおけるファッションショーの開催、岐阜駅前繊維問屋街における繊維祭のショップサポート等に取り組んでいる。平成 18 年度から平成 20 年度の3年間は、中部産業活性化センターの補助金で、次世代のアパレル産業を担う若手人材育成に貢献するため、「Exhibition of the Future Designers in GIFU」を生活デザイン学科が主催し、東海地区の高等学校、大学、専門学校の学生によるファッションショーを開催し、地元アパレル企業との連携を深めている。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該短期大学は、図書館や自習室を整備し、その利用を奨励することで、自主的学習を促している。

さらに、クラス担任とゼミナール担任という二重担任制を採用し、常に学生の学習状況・単位履修状況に注意し、アドバイスを与えるなどして主体的な学習を喚起している。

また、いくつかの科目では、課題を頻繁に提出させたり、小テスト等を実施して学習内容の定着を図るとともに、自主的な学習の契機としている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各学科とも、それぞれの授業科目の特性に応じて、講義、演習、実験、実習等各種の授業形態を組み合わせている。例えば、英語英文学科のカリキュラムでは、教養・専門を合わせたそれぞれの科目数は、講義20科目、演習40科目、実技1科目、卒業研究2科目であり、また食物栄養学科では講義38科目、演習6科目、実験5科目、実習10科目、実技1科目、卒業研究1科目となっている。

指導法も少人数教育を中心にして、ゼミ等の対話・討論・発表型授業、フィールド型授業等の授業形態を組み合わせで行っている。フィールド型授業として、例えば、平成20年度に行ったものには、「給食管理実習」で給食センター等での給食実習、「インテリア建築史」で犬山城とその茶室見学、「施行と生産システム演習」で岐阜薬科大学の新学舎建築現場への見学等がある。

演習のうち、情報教育は1人1台のパソコンを使用し、全体で30人程度を対象とした演習である。教養演習、専門演習、卒業研究は教員1人に学生平均8人という少人数教育である。また、食物栄養学科の演習、実験、実習授業では、学生33人に対して、教員と助手各1人という割合である。生活デザイン学科の演習・実習授業では、学生30人程度につき教員と助教各1人という割合で行われている。

講義室は全部で10室あり、全室でビデオ、DVD等の視聴覚機器を備え、うち6室はインターネット接続したパソコンを置き、プレゼンテーションソフトを利用でき、またウェブサイトの閲覧が可能である。近年は、プレゼンテーションソフト等を使って、視覚効果を高める工夫をしている教員が増えている。

パソコン演習科目では、助手又は嘱託助手が付き、個々の学生の操作支援を行って、学生の習熟レベルの格差を補い、学生全員が授業の進行についてこられるように配慮している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

当該短期大学では、平成16年度よりシラバス記載項目が統一されている。記載項目は「科目名」「配当年次」「単位数」「担当者」「概要」「授業計画」「評価方法」「履修条件」「教科書」「参考書」であり、毎年これを学生に配付している。しかし、シラバスの記載様式は簡略である。

シラバスの活用法については、入学時ガイダンス等で説明するほか、シラバスに対する学生評価も行っている。平成20年度前後期の学科ごとの評価結果においては、いずれの学科も、おおよそ60%ないし70%の学生は、「シラバスは授業の目標、内容、成績評価方法を明確に示していた」「授業はシラバスに沿ってすすめられた」と答えている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿ってシラバスが作成されていると判断する。

5-2-③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習への配慮としては、パソコンを備えた情報処理自習室があり、希望すれば 21 時まで利用できるようにしている。そのほか、19 時まで開館している図書館には、学生同士が議論したり、教え合うグループ学習室があり、自主的学習の場を提供している。

また、クラス担任とゼミナール担当教員がともに学生を支援するという二重担任制をとっている。学力不足等の理由から精神的に不安定になって欠席しがちな学生に対しては、クラス担任、ゼミ担任、保健担当職員等が互いに、情報を交換し合い連携して学生をケアしている。場合によっては、定期的に来校する健康相談医と臨床心理士のカウンセリングを受けるよう指導している。

学期末の定期試験で不合格となった学生に対しては、授業担当教員が再試験に向けて、個別指導をするなどし、所期の目標を達成できるように配慮している。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準及び卒業判定基準は、「岐阜市立女子短期大学学則」と「学修規程」により定められている。これらについては、学生便覧に明記するとともに、入学時・学年始めのガイダンスにおいて学生に周知されている。

各科目の成績評価方法について、各教員はシラバス又は口頭であらかじめ学生に周知して、客観性、公平性、透明性の確保に努めている。

卒業認定については、教務委員会が卒業要件を満たしているかどうかを審査し、さらに教授会の議を経て認定している。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価の正確性を担保するための措置として、シラバスに評価の具体的基準を掲載しているほか、平成 19 年度から学生からの成績評価に関する異議申立てに対応している。

成績に対する問い合わせや疑問がある場合は、学生は成績開示後所定の期日までに異議を申立て、担当教員はその異議に対して、採点された答案を本人に閲覧させるなどの回答を行うこととしている。これら

は学生便覧に明記されており、入学時・学年始めのガイダンスでも周知している。異議申立て期間も掲示により周知している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

＜専攻科課程＞

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各学科（コース）において、資格等と関連付けた具体的な教育目標が設定されており、極めて実際的な教育が行われている。
- 各学科の教育目的に合わせたインターンシップが行われており、学生の学習の動機付けや、進路選択に役立っている。
- 平成15年度の文部科学省特色GPに「デザインを通じた地域との連携による教育」が採択され、地場産業や行政と連携して、より実践的な教育を実施している。

【改善を要する点】

- シラバスの記載内容が簡略である。

【更なる向上が期待される点】

- 教養演習、開放科目、ネットワーク大学コンソーシアム岐阜の単位互換制度の活用等、教養教育を充実させる取組は、一定の成果を上げているものの、実効性をさらに高めることが期待される。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

当該短期大学が養成しようとする学力、資質・能力の達成状況の検証については、学期末試験や各種レポート・制作物による評価及び学生による授業評価等によって行っている。

総合的な達成状況の検証・評価は、少人数のゼミや卒業研究等の場で行っているが、英語英文学科では2年次設置科目群「ゼミナール」、国際文化学科・食物栄養学科・生活デザイン学科の3学科では「卒業研究」がそれに該当する。また、一部のゼミでは、ゼミ単位の卒業研究発表会、生活デザイン学科では学外における卒業研究発表会と作品展示会を実施している。さらに、生活デザイン学科では、卒業研究記録集及び要旨集を作成し、公表している。これらも教育成果を検証する場となっている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該短期大学の過去3年間における各学科の退学者は、全体では入学者の1%程度と大変少なく、入学者のほとんどが卒業している。

免許・資格取得の観点からは、食物栄養学科の栄養士だけではなく、英語英文学科の英検、生活デザイン学科の衣料管理士を含め、ほとんどの資格取得希望者が免許資格を取得して卒業していることから、教育の成果や効果は十分上がっていると判断される。

英語英文学科では、英語運用能力の具体的な教育目標としているTOEIC530点以上に対し、平成20年度に平均585点の高得点をあげている。英検2級の取得率も90.3%であり、準1級も平成20年度には3人の合格者を出すなど、成果が上がっている。四年制大学への3年次編入を希望する学生も過去5年間の平均では毎年11人になり、そのほぼ全員が希望をかなえて進学している。

国際文化学科では、情報処理関連の検定に関しては、全員が日本語ワープロ検定2級以上、情報処理技能検定（表計算）2級以上合格を目指しているが、前者では4割、後者では7割程度にとどまっており、まだ目標を達成できていないと言いがたい。ただし、毎年数人の学生は、日本情報処理検定協会から会長賞、検定委員長賞を受賞し、一定の教育効果を上げている。

食物栄養学科では、過去5年間に2人を除く卒業生全員が栄養士資格を取得している。平成18年度に実施された「岐阜スローフードコンテスト」では、準グランプリを獲得するなど、対外的な実績も着々と上げ、日常の教育効果が上がっている。

生活デザイン学科では、2級衣料管理士資格・二級建築士受験資格取得をはじめとして、様々な資格取得を目指す学生が多く、色彩検定では団体表彰を受けている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成19年度前期終了時に実施した学生による授業評価の「総合評価」の結果を、学科ごとに見ると、「まあまあ」も含めて「満足」と答えた者が、英語英文学科で59.3%、国際文化学科で60.7%、食物栄養学科で61.5%、生活デザイン学科で64.0%であった。「やや」も含めて「不満」と答えた者の合計は、英語英文学科で9.5%、国際文化学科で8.7%、食物栄養学科で9.2%、生活デザイン学科で6.7%であった。

また、平成20年度に行った卒業時満足度調査の結果によれば、教養教育や専門教育のカリキュラム、視聴覚設備に対しては、約7割が満足と回答している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該短期大学における進路決定率は非常に高く、四年制大学への3年次編入、さらに高水準の技術修得のための専修学校への進学、一般企業・公務員への就職等、学科によって多少の差はあるものの、過去5年間の全学の平均進路決定率は95.8%となっている。

英語英文学科では、四年制大学へ3年次編入する者が14%～29%であり、国・公立大学又は私立大学の外国語学部・文学部・国際関係学部へ編入学をしている。主な就職先は、金融、メーカー、官公庁、ホテル等、岐阜周辺地域の一般企業である。中には、語学力を生かして、海外との取引部門等に就職している者もいる。

国際文化学科では、四年制大学へ3年次編入する者が10%前後であり、主に国・公立大学の外国語学部・文学部・地域科学部・教育学部・国際関係学部等へ編入学している。主な就職先は、英語英文学科と同様、金融、メーカー、官公庁、ホテル等である。

食物栄養学科では、過去3年間に栄養士の資格を生かして就職した者が卒業生の36.2%、専門知識を生かして食品会社、製菓会社等に就職した者が15.8%、また、四年制大学の農学部系へ編入する者が4.1%であった。また、過去2年間の卒業生の管理栄養士国家試験の合格率は3割を超え、全国平均を大きく上回っている。

生活デザイン学科では、岐阜市周辺の地場産業であるアパレル・繊維関連産業、建築・インテリア関連企業へ就職する者の割合が約40%、それ以外の地元中堅一般企業への就職者が約27%である。また、四年制大学への編入や専修学校への進学者も20%いる。

編入学者の中には、後に大学院へ進学した者や、国内の有名なコンテストに連続入賞する者もあり、当該短期大学で習得した知識や技能が基礎的力量になっていると考えられる。

さらに、社会人になった当該短期大学卒業生で、育児のかたわらにPTA活動や地域のボランティア活動等に参加して、指導的立場で活躍する者も数多く存在している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

当該短期大学では、毎年、2月から5月にかけて実施している教職員による企業訪問時に、人事担当者から卒業生の評価を確認しており、多くの人事担当者が「安心して仕事を任せられる責任感がある」「常に向上心があり職場改善にも積極的である」「たとえ失敗しても同じ失敗を繰り返さない」の3点を指摘している。

このことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 退学者が極めて少ない。
- 全学的に資格取得のための取組が極めてきめ細かく行われており、学生の満足度も極めて高く、わかりやすい成果が上がっている。
- 少人数教育が行われており、学生の満足度も高い。

基準 7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

年度始めに学科別ガイダンスを行い、クラス担任が学生便覧、シラバス等を用いて、履修に関する指導を行っている。前期・後期終了後、学生の単位修得状況一覧表がクラス担任へ配付され、クラス担任はこれを基に学生一人一人の履修計画の相談に応じている。

2年次後期の初めには、学生一人一人の履修登録状況を確認し、卒業に支障がないかをチェックして、単位不足が予測される場合には、追加履修登録をさせている。その結果、学生の勘違いや単位の計算間違いによる卒業延期は起こっていない。

また、社会人入学生、留年生、及び復学者には、クラス担任が個別に相談に乗り、履修計画の手助けを行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学生支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

平成19年度からは、卒業時満足度調査も実施して、この結果を踏まえて、学習支援に関する学生のニーズを把握し、進路・学習相談、助言、支援の在り方を見直している。

進路・学習相談や助言については、教員のオフィスアワーをシラバスに掲載して、オフィスアワーを中心に応じている。また、電子メールでの質疑応答、クラス担任による個別相談等でもきめ細やかな対応をしている。

進路（就職）に関しては、1年次後期から就職ガイダンスを開催し、就職への動機付けや心構え等を指導している。個々の学生に対しては、進路支援委員とクラス担任、及び就職担当の事務局職員、あるいは卒業研究の指導教員が密接に連携して、随時学生の進路相談に応じている。また、就職資料室を設置し、企業からの会社案内パンフレットを置くとともに、求人情報は学内のデータベースサーバに掲載し、インターネットを利用して、随時最新の求人情報を得られるようにしている。

また、各種資格の取得希望者に対しては、受験料を教育後援会（学生の保護者で構成）が補助するなど積極的に支援し、多数の学生が様々な資格を得ている。

これらのことから、進路・学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

当該短期大学では、身体に障害のある学生を、事前相談によって受け入れるようにしている。しかし、これまで重度の視覚・聴覚障害者が受験を希望した事例が無いこともあって、特別の学習支援体制は整備していない。

最近では、勉学上の悩み、友人関係の悩み、人生についての悩み等を抱えて就学困難に陥る学生も多く、そのような学生に対しては、「学生支援体制について（申合せ）」により、全学的な支援体制が講じられている。学生の多くは、保健以外の諸問題も保健担当の事務職員（看護師有資格者）に相談することが多いため、保健担当事務職員はクラス担任教員・学科長と必ず連携を取るようにし、講義やゼミ、演習等において教員が適切に指導するようにしている。また、必要があれば学生部長や学長も加わって、教育上の問題処理に当たるようになっている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自主的学習を支援するための施設として、附属図書館（開館時間は9時から19時）、情報処理自習室1室、和室、学生ホールがある。情報処理自習室には36台のパソコンを設置しており、授業のない時間に学生がインターネットを通じて資料収集や、レポート作成を行なっている。さらに放課後は、それぞれ39台のパソコンを設置する2つの情報処理教室を開放して、自由に使えるようにしている。このことから、学生数530人に対して、112台のパソコンが、放課後には利用可能である。また、ゼミ室5室や講義室、その他の実習室も授業で使用していない場合は、学生に開放している。

図書館以外の施設の利用時間は、休日を除き、8時30分から19時までとしているが、時間外利用の希望が多いので、時間外利用申請をすることによって、平日は21時まで、休日は8時30分から21時までの利用を認めている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

当該短期大学では、学生自らが組織し活動する学生自治会が設置されており、新入生歓迎スポーツ大会や大学祭の運営、サークル（クラブ）活動補助金の配分等を行っている。大学は自治会活動に対して、教育後援会からの活動補助金を支給するとともに、厚生委員会や事務局が必要に応じて助言等を行い、自治会の活動を側面から支援している。

クラブ活動の顧問には専任教員が就いて、活動への助言や支援を行っているほか、学外の指導者によるクラブ活動指導も行われている。

学生の自治活動やサークル活動が円滑に行えるように、クラブ室、学生ホール、和室、グラウンド、テニスコート、体育館等の学内施設を設けている。

クラブ活動の目標や励みになるように、毎年夏季休業中に、6つの体育系クラブによる三重短期大学との交流戦を実施している。

こうしたことから、特に運動系のサークル活動は盛んであり、様々な活動実績を残している。また、学生自治会活動に積極的に取り組む学生もあり、主な役員は毎年の卒業式の際に学内表彰（桃林賞）を受けている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生の生活支援等に関する学生のニーズの把握については、平成 19 年度から卒業時満足度調査を実施して、より正確なニーズを把握する体制を整備している。

学生の健康に関しては、毎年 4 月に健康診断を実施し、異常が認められた学生に対しては、再検査、さらに治療が必要な者に対しては通院等を勧めるなど、厚生委員会が中心になって学生の健康管理に配慮している。また、平成 21 年度には、岐阜市とタイアップしながら新型インフルエンザ対応マニュアルを作成している。学生の健康相談については、保健室に常勤の看護師を 1 人置いて対応し、月に 2 回健康相談医（精神科医師）によるカウンセリングを受けられるようにしている。また、平成 18 年度からは、臨床心理士によるカウンセリングを月に 2 回実施して、心の悩みを抱えた学生に対して、適切なケアができるように努めている。

学生の進路相談については、就職資料室を設置し、クラス担任・進路支援委員・就職担当の事務局職員等が協力し合いながら、随時対応している。

学生からのハラスメントの相談については、相談員を 2 人（教員 1 人、事務局職員 1 人）置いており、さらにこの問題を検討・処理する委員会を設けて、対処する体制をつくっている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

当該短期大学では、現在に至るまで、視聴覚障害者等の特別な支援を必要とする者が受験を希望する事例がないこともあって、そのような学生への学園生活上の支援体制の整備はほとんど進んでいない。ただし、学内施設を全面的にバリアフリー化して、特別な支援が必要と考えられる学生に対して、支援体制を整えている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる者への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

奨学金の申請等に関しては、入学当初のガイダンスにて、周知を図るとともに、希望者に対しては説明会を開催している。過去 5 年間の日本学生支援機構奨学金の貸付実績は、47 人から 78 人の間である。

また、当該短期大学には、授業料等減免制度があり、学生からの要望にこたえられるようにしているが、認定者は成績優秀者に限られており、実績は必ずしも十分ではない。平成 20 年度に 1 人がこの制度により授業料を減免されている。

留学生に関しては、平成 19 年度に入学した留学生（中国人）が、私費外国人留学生学習奨励費（日本学生支援機構）及び外国人留学生奨学金（財団法人岐阜県国際交流センター）の給付を受けている。

学生のアルバイト斡旋については、当該短期大学に寄せられた情報を掲載した台帳を事務局に置き、学生が自由に閲覧できるようにして、アルバイト従事を支援している。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 授業料減免制度の改善・充実が望まれる。

基準 8 施設・設備

- 8-1 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 短期大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該短期大学の校地面積は 10,500 m²、校舎等の施設面積は 12,683 m²であり、短期大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

講義室は大講義室 1 室・講義室 8 室の計 9 室、研究・ゼミ・演習室は 39 室、実験実習室は食物栄養学科で 8 室、生活デザイン学科で 12 室、情報処理室 3 室、語学学習室 (LL 教室) 1 室、就職資料室、保健・休養室、学生相談室、ロッカールームのほか、附属図書館を併設している。

体育館は 1,316.58 m²で、ほかにテニスコート 3 面 (2,700 m²)、グラウンド (4,000 m²)、クラブ室 21 室、学生会館 (1,674.71 m²) があり、体育の授業やクラブ活動に提供している。また、売店・食堂施設等も併設されている。

建物は平成 12 年度に移転新築されたもので、建物と敷地内はすべてバリアフリーとなっており、車椅子使用者用のトイレも設置しており、施設全体が障害のある学生に配慮した構造になっている。

なお、当該短期大学のキャンパスは好適な環境にあり、校舎・施設・設備は充実しており、学生の満足度は極めて高い。

これらのことから、短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 短期大学において編成された教育課程の遂行に必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

当該短期大学では、授業用に情報処理室を 2 室設置し、各室 39 台のパソコンを配備している。全学科ともに情報処理演習の科目を開講し、パソコン情報処理の基本・応用操作を教育内容に取り入れている。特に生活デザイン学科では、専門によりアパレル CAD ソフト用のパソコン 20 台も利用されている。さらに、設計図用 CAD、画像処理ソフト等専門的なソフトも利用できるようになっている。

また、情報処理自習室には 36 台のパソコンを配備しており、平日 8 時 30 分から 19 時は自由に使用でき、申請があれば使用時間の延長、休日の利用も認めている。

学内のパソコンは学内 LAN を経由して、いずれもインターネットに接続されており、学生は授業時間外でも、情報処理自習室から学外ウェブサイトアクセスして、情報、資料の収集を行い、レポート作成等に役立っている。就職活動においては、各企業のウェブサイト閲覧して、企業研究に役立っている。

また、教員は学外ウェブサイトを表示しながら、授業を進めていくことも可能になっている。しかしながら、学生用自習パソコンシステムに関しては、改善の余地があり、プリンタ・ネットワーク環境とメンテナンス体制を一層改善することが望まれる。

学生への情報伝達は掲示板を基本とするが、緊急を要する場合、個別に連絡を取るためには、学生の携帯メールアドレスが学内システムに一括登録されており、教職員はこのアドレス帳を基に、学生へメールを送って、情報伝達している。

これらのことから、短期大学において編成された教育課程の遂行に必要な I C T 環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

当該短期大学では、「施設使用規程」において、教室、附属図書館、体育館、運動場、テニスコートの利用について定めており、また、学生会館については、「学生ホール使用に関する内規」及び「和室使用に関する内規」がある。さらに、情報処理室については、「情報処理室の利用及び維持管理に関する規程細則」を定めている。

学内施設の利用については、入学時ガイダンス時で説明するとともに、学生便覧に利用案内・利用手続等を記載して、学生に周知している。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館は事務室、閲覧室、AV室、書庫から構成され、平日9時から19時に開館している。

平成21年3月末現在、附属図書館の蔵書数は、和書68,708冊、洋書9,223冊の計77,931冊、視聴覚資料については、ビデオテープ1,348巻、CD-ROM78枚、DVD554枚となっており、閲覧座席は98席である。

教育研究上必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等については、学生・教員の希望を聞いて、図書・紀要委員会で選書し、購入している。

学生1人当たりの年間貸出冊数は13～16冊となっており、図書館は有効に活用されていると判断できる。

所蔵図書はデータベース化され、図書検索システムで検索できるようになっている。この検索システムは図書館においた利用者用パソコン2台のほかに、インターネットを経由して、自宅からでも検索できるようになっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に整備されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- キャンパスが好適な環境にあり、施設・設備が充実しており、学生の満足度も極めて高い。

- 教育を行う上で必要な施設が整備されており、特にバリアフリーに全面的に対応している。

【改善を要する点】

- 学生用自習パソコンシステムに関しては、プリンタ・ネットワーク環境とメンテナンス体制を一層改善することが望まれる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-2 教員及び教育支援者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学期ごとの授業時間割、学生の科目履修状況及び成績評価は、事務局の教務担当係により電算化された教務システム内のデータとして蓄積されている。授業概要は、毎年、『授業計画（シラバス）』として冊子にまとめている。

各教員の教育活動のうち、担当科目、受講者数、教育方法の実践例、作成した教科書・教材等については、業績一覧表に記載し、学長に提出している。また、教育に関連した報告や研究は、その多くが『岐阜市立女子短期大学研究紀要』に掲載されている。

教育に関して教授会、教務委員会、各学科会議で審議・検討された内容は、その議事録が保存されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 短期大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的にかつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見を聴取する取組として、「新入生アンケート」「授業評価アンケート」を実施し、平成 19 年度から「卒業時満足度調査」を実施しており、教育内容・教育環境に関する学生の意見や要望を聞いて、パソコン・プリンタの増設、「検定英語演習」と「情報メディア演習」の新設等、改善に役立てている。

新入生アンケート結果については、総務委員会、教授会等において報告され、入学者の志望順位、住居状況、通学環境、大学生活への抱負等を全教員が把握するようにしている。

卒業時満足度調査の結果については、「学科内あるいは全学的な課題として検討すべき事項」「学生の誤解であって、学生に説明した方がいい事項」「学生から評価されている点」等について整理し、関係する学科や委員会等に報告している。

このような学生からの意見聴取が教育改善に活かされており、英語英文学科では、検定試験対策の科目と、情報処理技能の総合的な修得を目的とした科目を新設している。国際文化学科では、中国語・韓国語科目を増強し、学科の特色をさらに発展させている。食物栄養学科では、就職先の分野を決めるのに役立つ「栄養士特論」の開講時期を 1 年次後期に移している。

学生の授業評価は、受講態度、授業内容、授業方法等に対する評価、総合評価、授業に対する感想・意見・要望等の項目で行われており、学生が履修した授業科目すべてについて授業評価を、ウェブサイト上で直接入力している。その結果は各教員へ送付され、各教員は、「学生による授業評価に対する分析と今後

の対応」(授業改善計画書)を作成して、次年度の授業の内容、授業方法の改善に役立てている。なお、アンケート結果と教員の授業改善報告書は『授業評価アンケート結果』にまとめて公表している。

教職員の意見の聴取は、学科会議、各種委員会、教授会等を通じて随時行われており、カリキュラム改訂等に反映されている。

これらのことから、短期大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

各学科で実施している「卒業生と語る会」において、卒業生から意見や要望、感想等が出されて、卒業生と教員との意見交換が行われている。

就職先の企業等から意見を聞く機会は、教職員が企業訪問した際の人事担当者との懇談であるが、そこで学生が在学中に修得しておくべきこと等を聞き取り、教育改善の参考としている。また、食物栄養学科では、教員が学外実習先を訪問した際に、実習に係わる教育状況について先方と意見交換を行っている。

同窓会、教育後援会の役員会が年1回開催され、卒業生、保護者の立場から当該短期大学の教育や環境等について意見交換が行われている。

このほか、学生の保護者や市民から直接あるいはメールや書簡等を通して意見が寄せられることがある。これらに対しては、その内容に対する当該短期大学の対処方法を本人に回答している。

このような学外者の意見は、適宜、教授会及び各学科会議等に報告され、教育状況に関する自己点検・評価に反映されている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

各教員は、学生の単位修得状況、進路状況、卒業研究の成果、学生による授業評価等を通して教育成果を把握している。平成13年度から実施した学生の授業評価アンケートは、基本的に非常勤講師を含む全科目について実施し、その評価結果に対して教員は、「学生による授業評価に対する分析と今後の対応」(授業改善計画書)を提出し、次年度の授業改善に努めている。この学生による授業評価とその結果は、『授業評価アンケート結果』として刊行されて、全教職員に配付されるほか、学内の図書館に所蔵されて、学生にも開示されている。学生による授業評価アンケート結果については、自由記述を含めて、教員に返却し、これに対する教員の分析と、今後の授業改善計画をさせて、文書で学科長を経由して学長に提出し、冊子にまとめて教員全員に配付されている。

しかしながら、授業評価の結果を授業改善に役立てることは、各担当教員の自覚と責任に任せており、組織的な改善の取組には至っていない点が、今後の課題となっている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っている判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

組織的な教育改善への取組としては、次のようなものが挙げられる。

平成 19 年度より学長・学生部長・事務局長による新任教員への研修が行われている。また、教員の授業改善計画書は学科長が点検し、最終的に学長の下に提出され、必要があれば学長が口頭で教員に意見を伝えているほか、外部講師による全学的なFD研修会を平成 19 年度から毎年行っている。なお教員相互の授業参観や評価は平成 15 年度に 1 学科で行ったことがあるが、それ以外には実施されていない。

当該短期大学における授業改善への取組は、学生による授業評価アンケート結果を基にして行われる個々の教員の授業改善が主な内容であり、それとは別に、組織としての授業改善への取組は今後の課題となっている。

これらのことから、FDについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されていると判断する。

9-2-② 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

当該短期大学における教育支援者とは、助手、嘱託助手、事務局総務管理課に所属する事務職員が該当する。

助手に対して、学科を越えた学生教育支援に積極的な役割が期待されることから、平成 21 年度から助教及び助手と学長・学生部長との懇談会を実施することとしている。

また、事務職員は公立短期大学協会主催の事務職員・局長研修会等に参加することによって、大学職員としての資質向上に努めている。

事務職員は大学業務には全くの未経験者が配置されてくることから、職員に対する研修を重視し、平成 20 年度より学長による事務職員研修を新任事務職員に実施し、研修によって大学職員としての心構えがいち早く出来たとの評価が得られている。

これらのことから、教育支援者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 学生の授業評価に基づいた授業改善への取組はあるものの、個々の教員の自覚と責任に任せられており、組織的な教育改善への取組が求められる。

基準 10 財務

- 10-1 短期大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 短期大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 10-1 ① 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

岐阜市を設置者とする公立短期大学であり、当該短期大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有しており、当該短期大学としての債務は存在しない。

なお、当該短期大学では、現在の校舎は平成 12 年 4 月に移転新築し、その移転新築に伴う公共用地等取得費の財源は岐阜市の一般財源を充当している。

- 10-1 ② 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該短期大学では、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、岐阜市一般会計の歳入歳出予算に計上され、経常的収入を確保している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

- 10-2 ① 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該短期大学は、岐阜市を設置者とする公立短期大学であり、毎年度の岐阜市一般会計の歳入歳出予算については、岐阜市議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき市民に公表している。

当該短期大学では、各学科の学科会議、各委員会からの予算要求を受け、全体の予算案を編成して市当局と折衝し、市が予算を決定する。この間の予算要求については、各学科長、各種委員長を中心に学科教員と構成委員に周知するとともに、市の予算決定は総務委員会で報告されて、学科及び委員会への配分は、総務委員会と教授会で審議・決定され、教員に周知されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

- 10-2 ② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

当該短期大学は、岐阜市を設置者とする公立短期大学であるため、岐阜市一般会計の歳入歳出予算により措置がなされ、当該予算内で執行しており、収入と支出は均衡している。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該短期大学の予算配分に当たっては、研究に係る予算として、均等割り研究費と、各教員の研究計画に基づいた研究交付金があり、さらに研究交付金は、過去の研究実績に基づく実績枠と、実績には無関係に、その研究内容を審査して決める奨励枠がある。均等割り研究費については、各教員から費目別配分額の希望を聴取し、そのとおりに予算を編成している。また、研究交付金の配分については、その配分ルールを教授会において決定し、各教員から提出された研究計画書と研究実績報告書を総務委員会（研究費執行委員会）で審査し、研究費配分を決定している。

施設・設備に係る予算については、施設・設備の維持及び整備とともに教育研究活動が行えるよう施設・設備の修繕や備品の更新に必要な予算の計上及び配分をしている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

当該短期大学は、岐阜市を設置者とする公立短期大学であるため、財務諸表は作成していない。

なお、岐阜市一般会計の歳入歳出予算及び決算書として、地方自治法等関係法令に基づき、市民に公表している。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、岐阜市の監査委員による監査を行っている。さらに平成 20 年度には、同法に基づき公認会計士等の包括外部監査が行われ、結果は公表されている。

また、市職員による行政監査は、定期監査で指摘された問題点等を考慮し、テーマを選んで行われている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 短期大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 短期大学の目的を達成するために、短期大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該短期大学の管理運営組織においては、学長の下に英語英文学科、国際文化学科、食物栄養学科、生活デザイン学科、事務局、附属図書館を設置している。各学科には学科長（教員）を置いている。また、全学の教務及び学生の厚生指導を掌握する学生部長を置いている。附属図書館には附属図書館長（教員）を置いている。事務局には事務局長を置いている。

当該短期大学の最高審議機関である教授会は、学長、教授、准教授、専任講師、助教及び事務局長の 34 人で構成されている。教授会の下には、14 の委員会が設置されている。

学生部長、附属図書館長、事務局の事務分掌は、「岐阜市立女子短期大学処務規則」に定められている。

事務職員数は、事務局長を含めて事務局職員 10 人、嘱託職員 4 人（総務管理課 2 人、図書館 2 人）、及び臨時職員 1 人（図書館）である。なお、図書館には、館長（教員併任）を除くと、専任の専門職員は平成 15 年度以降不在であるが、現在は常勤の事務職員に兼任させ、嘱託職員を 2 人と臨時職員を 1 人配置している。

総務管理課は、嘱託職員を含む 5 人の学生グループと同じく 5 人の庶務グループに分かれて、前者は入試、学務、進路支援、健康管理、自治会活動支援等を、後者は教職員の庶務、予算、財務、施設管理等の業務を行っている。図書館には司書の資格を持つ嘱託職員 2 人を配置している。

危機管理に関しては、「緊急時対応マニュアル」を作成しており、風水害、地震、火災、伝染病等が発生した場合の役割分担を決めている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

- 11-1-② 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

教授会のほとんどの議題は、学長、学生部長、附属図書館長、各学科長、事務局長、事務局職員からなる総務委員会において事前に審議される。総務委員会、教授会ともに議長は学長である。また、入試委員会、自己評価委員会、研究費執行委員会の構成員は総務委員会の構成メンバーであり、各学科選出 2 人からなる将来構想委員会も含めて、これらの委員会の議長は学長である。このように学長はこれらの委員会

においてリーダーシップを発揮している。

年度始めには各学科・各委員会から年間計画が教授会に提出され、年度末には活動報告が行われて、各学科・各委員会の計画・実施・点検が全学的に行なわれている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 短期大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

当該短期大学では、在学生や、卒業生を対象にしたアンケート調査を適宜行って、そのニーズを把握し、可能な限り要望にこたえている。例えば、平成16年度に行った学生アンケート調査を受けて、情報処理学習室のパソコン、プリンタの増設や図書館の天井にファンを設けて暖気の均一化を図ったり、一度に借りられる図書の貸出冊数を増加させたほか、貸出期間を延長している。また、生協食堂の入口はドアを二重化して、室温の保持を図っている。

平成19年度に行った卒業時満足度調査で、英語英文学科のカリキュラムについて、TOEICや英検対策の授業、パソコン技能修得のための授業を増やしてほしいとの要望があったため、この要望と以前からの学生の声を基にして、平成20年度には「検定英語演習」「情報メディア演習」を新設して、こうした要望にこたえている。また、第2外国語について、現在はフランス語を必修にしているが、中国語や韓国語を履修したい学生には、国際文化学科の授業を受けるように指導している。

教員のニーズは、学科会議や各種委員会を通じて把握し、管理運営に反映させている。

また、教育後援会の総会や懇談会を通じて、保護者のニーズの把握に努めており、進学者向けの進学ガイダンスも実施してほしいとの要望に対して、平成20年度から進学者向けのガイダンスや小論文対策講座を設けている。

事務職員のニーズは主に事務局長の下に集約されているが、職員との日常的な接触のある学生部長や学長の下に職員の意見や要望が直接寄せられることも少なくない。

これらのことから、学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

一般事務職員は、岐阜市が実施する管理職員の研修や、事務職員向けの会計実務研修、契約事務研修等を受講して、職員の資質向上を図っている。事務局長は全国公立短期大学協会幹部研修会に、また入試・教務担当の職員は研修として、大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会、東海・北陸・近畿地区学生指導研究集会等に出席している。

保健担当の職員は研修として、全国大学健康管理研究集会、全国大学健康管理協会東海・北陸地方部会研究集会に出席している。

図書館職員は研修として、東海地区図書館協議会、岐阜県図書館協議会等が主催する研修会・勉強会・

意見交換会への参加や、国立情報学研究所が主催する講習会へ出席している。

このように職員の職掌に応じて定期的な研修を行ってはいるものの、職員が2、3年で異動するため、大学職員としての職務に精通することが困難であって、特に、進路支援職員の学生指導のノウハウの蓄積と、企業とのパイプ維持の不十分さが課題となっている。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

管理運営に関する方針は、「岐阜市立女子短期大学条例」「岐阜市立女子短期大学処務規則」「岐阜市立女子短期大学学則」に定められている。これに基づき、「教授会規程」「総務委員会規程」「将来構想委員会規程」等の各種委員会規程、その他の管理運営に関する諸規程が定められている。

役員等の選考に関する規程や選考方法については、「学長選考規程」「学生部長・附属図書館長選考規程」をはじめ、それぞれの委員会規程に定められている。また、各構成員の責務と権限は、これらの各種規程に定められている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 短期大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

『大学概要』を数年に一度発行し、入試状況、就職状況、図書館状況、決算状況、公開講座実施状況等のデータを蓄積し、教職員に配付している。

入試関係のデータ、学生の成績データ、進路関係データ等は、事務局学生グループが電子ファイルとしてデータを蓄積しており、必要に応じて情報提供できる体制になっている。

また、学内の管理運営に関わる諸規程は、学内のファイルサーバに電子ファイルとして保管され、教職員は各自のパソコンから閲覧可能になっている。教授会議事録や各委員会議事録も教員に配付されているとともに、教授会議事録は学内ファイルサーバに保管し、教職員はパソコンから閲覧できるようになっている。

これらのことから、短期大学の活動状況に関するデータや情報が、適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

当該短期大学では、平成12年度から自己点検・評価が行われている。内容は各学科の活動報告と課題、各種委員会の活動報告、教員の教育研究活動報告、学生による授業評価アンケート等である。平成13年度からは、教員の教育・研究・学内運営・社会貢献活動の記録を含めた自己点検・評価を行っている。

この点検評価の結果は、当該短期大学の四年制大学化構想が一時凍結されて、新たに学科の見直しを含

む体制の立て直しを迫られていた平成 16、17、18 年度を除き、報告書にまとめられ刊行されている。また、中断期間中も点検・評価活動は行われており、各学科、各種委員会の活動報告は教授会資料として記録し、授業アンケート調査も毎年実施されている。平成 19 年度は認証評価用の形式で自己評価報告書を作成し、自己点検評価を行っている。

刊行された自己評価報告書は、教職員、市議会議員に配付している。また、各学科の活動報告や各種委員会の活動報告は教授会資料として、各教員の授業改善計画は冊子にして学内に公開している。

これらのことから、短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

当該短期大学では、これまでに平成 14 年度と平成 20 年度に外部評価を実施している。

平成 14 年度の外部評価は、元学長を含む 4 人で行われ、平成 11、12、13 年度に作成した自己評価書、学生便覧、シラバス、大学案内、学生募集要項、大学研究紀要等を基に書類審査を受けた後、外部評価委員及び学長、学生部長、附属図書館長、学科長による懇談会が行われ、後日、外部評価委員から評価に関する報告書が提出されている。

平成 20 年度の外部評価では、同じ市立の短期大学長、市内の公立の高等学校長、岐阜県的生活環境部長、企業代表として県内に拠点を持つ金融機関の地域振興課長の 4 人で行われている。平成 19 年度に作成した自己評価書（一部平成 20 年度の内容を含む。）をはじめ、学生便覧、シラバス、大学案内、学生募集要項等を基にした書類審査を受けた後に、評価委員による当該短期大学施設調査及び学長、学生部長、附属図書館長、事務局長、学科長、広報委員長らに対する面接審査を受け、当日各評価委員からの講評を得て、後日、評価委員会委員長（公立短期大学長）から報告書が提出されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

平成 14 年度の外部評価を受けて、授業評価アンケートに対し、教員が授業改善報告書を作成し、アンケート結果をより具体的に授業改善に活用することになっている。また、平成 18 年度からハラスメント防止のために相談員を設置したほか、臨床心理士によるカウンセリングを開始し、心の悩みを抱える学生へのケアに努めている。このほか、大学研究紀要の体裁を統一するなど、平成 15 年度から大学研究紀要をウェブサイトで公開して、研究成果のより一層の公開にも努めている。なお、当該短期大学では平成 20 年度の外部評価を受けて、四年制大学化について検討を再開している。

外部評価での指摘事項について、すべてが改善されたわけではないが、授業評価アンケート結果の授業改善への活用、心の悩みを抱える学生へのケア、研究成果の一層の公開等改善に向けて努力している。

なお、自己点検評価の結果、自習室等のパソコンの増設、図書館の空調の改善、貸出冊数の増加、期間の延長等を行っている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

高校生及びその保護者に対しては、夏季休業中と秋季大学祭時のオープンキャンパス、各高等学校で行われる大学説明会、新聞社等が主催する合同進学ガイダンスにおいて、当該短期大学の教育目標や内容についての概要説明を行っている。大学案内を作成し、岐阜県、愛知県及び受験実績のある他府県の高等学校に配布している。また、学科の概要については、当該短期大学ウェブサイトで広く公開している。なお、生活デザイン学科においては、卒業研究発表会を毎年岐阜駅前施設で市民に公開して行っており、実際の教育活動を広く社会に発信している。研究活動については、当該短期大学の紀要を約 230 の大学附属図書館に送付すると同時に、ウェブサイトにも掲載して、広く社会に発信している。また、公開講座を通して、当該短期大学の教員の研究活動の一端を広く市民に還元している。

これらのことから、短期大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 11 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学の管理運営に対する学生のニーズがよく反映されている。

【改善を要する点】

- 図書館に専任の専門職員が現在不在である。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

（１）短期大学名 岐阜市立女子短期大学

（２）所在地 岐阜県岐阜市

（３）学科等の構成

学科：英語英文学科、国際文化学科、
食物栄養学科、生活デザイン学科

専攻科：なし

（４）学生数及び教員数（平成 21 年 5 月 1 日現在）

学生数：学科 533 人

専任教員数：30 人

助手数：4 人

2 特徴

岐阜市立女子短期大学は、「戦後の復興は女子の高等教育にある」との高邁な理想を掲げて、昭和 21 年 5 月 30 日岐阜市長松尾国松によって設立された岐阜女子専門学校を前身としている。開校時は外国語科、保健科、被服科の 3 科、各 40 名、合計 120 名であった。昭和 25 年 4 月には男女共学の岐阜短期大学に改組され、英文科、家政科の 2 科、各 40 名、合計 80 名の定員で出発した。しかし再び女子の大学教育の振興に寄与する目的で、昭和 29 年に英文科 80 名、家政科 100 名の 2 科を擁する岐阜女子短期大学となった。

その後、時代の変遷に応じて数度学科を改組し、入学定員の変更を行っている。昭和 63 年には、岐阜市立女子短期大学と名称を変更している。岐阜県で唯一の公立短期大学として、地域の発展や文化の向上に寄与する優れた人材を輩出してきたが、科学技術の著しい進歩があり、国際化、情報化が急速に進展するとともに、女性の社会的な役割が大きく変化し、それとともに短大に対する期待も変化していった。

平成 12 年 4 月には、長良福光から現在の一日市場へ移転してキャンパスの拡張と建物の新営化を図ったのに伴い、学科の大幅な改組を行った。国際化時代に対応する目的で英文学科を英語英文学科と改称して、英会話などの実用英語を充実させた。また、被服学科を生活デザイン学科と改称して、これまでの被服材料の科学的な分析や、衣服の製作から、よりデザイン力育成に重点を置くとともに、アパレルのみならずインテリアの分野を新たに設けた。さらに、国際化・情報化の時代に対応する人材の育成をめざして、国際文化学科を新設した。

短期大学となって以後、平成 21 年 3 月までに 1 万 2 千名余りの卒業生を輩出した。平成 2 年度までは教職課

程をもっており、教職に従事したのも数多くいた。平成 6 年頃までは岐阜県と愛知県の地元からの入学者が圧倒的であったが、それ以後は、この 2 県以外の全国各地からの入学者が漸増し、現在では 20%程度が 2 県以外から入学している。

英語英文学科では、平成 5 年に米国ケンタッキー州のトマスモア大学と姉妹校提携し、毎年夏季休業中に海外研修で当大学を訪れてきた。しかし、研修費用の高騰や交通の利便性などの理由から現在ではカリフォルニア州立大学サンマルコス校で研修を行うようになっている。

国際文化学科では、平成 12 年に米国サウスダコタ州にあるブラックヒルズ州立大学および韓国慶州にある威徳大学と、平成 16 年には中国杭州市にある浙江工業大学と姉妹校提携をし、夏季休業中に 3 大学での海外研修を実施している。また、ブラックヒルズ州立大学からは数名の学生が毎年、本学を訪問して交流を行っている。

食物栄養学科では、授業の一環として、病院、給食センター、自衛隊などでの給食実習を行うほか、病院や福祉施設においてインターンシップを実施し、卒業生の 40%程度が栄養士の資格を生かした仕事に就き、さらに 10%程度は製薬会社や食品会社での研究開発部門に就職している。

生活デザイン学科では、平成 17 年にオーストリアのウィーン市立ヘッツェンドルフ服飾専門学校と学術交流を始め、学生の卒業作品の交換展示などを行っている。平成 19 年にはイタリア・フィレンツェ市のポリモーダ専門学校と学術交流協定を結び、同専門学校の教員が本学を訪問し、学生への特別講義・デザイン指導を行っている。また、春季休業中に研修旅行の一環として、ヘッツェンドルフかポリモーダ専門学校を隔年で訪問している。

生活デザイン学科では、平成 6 年度から卒業研究発表会を学外で市民に公開して行い、また近隣の高校や専門学校を巻き込んだファッションショーを開催するなど、地域と連携した教育により、平成 15 年度には特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）に採択された（テーマ『デザインを通じた地域との交流による教育―「学生を育てる」「地域を育てる」総合的な教育の取り組み―』）。

現キャンパスへの移転を契機に、本学は地域貢献にも特に力を入れて、毎年 10 以上の公開講座を開催している。

ii 目的（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

本学は、女子に対して幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成し、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的な知識と技能を授け、有為な社会生活を営み、かつ地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする。目的を達成するために英語英文学科、国際文化学科、食物栄養学科、生活デザイン学科の4学科を設置している。

（学科・専攻科等ごとの目的）

英語英文学科

急速な国際化、情報化が叫ばれる現代、世界の言語のうちヒューマン・コミュニケーションの手段として最も幅広く利用されている英語と英語文化への理解を通して、英語コミュニケーション能力を身につけ、英語と英米文化に関して理解を深めることで未知なる発想様式に目を開き、国際感覚を養い、国際社会や地域社会で積極的に活躍できる人材の養成を目的とする。

上記のような人材育成のため、以下に具体的教育目標を挙げる。

- ① 国際的視野に立ち、英語と英米文化を理解するため、英米地域の言語様式を学び、文学などを通して英米人が築き上げてきた発想様式を認識させる。
- ② 英語の運用能力向上に関しては、全員が卒業時までには実用英語検定2級合格および TOEIC530 点以上の得点を目標とし、すでに実用英語検定2級を合格しているものには、準1級を目指して英語力の更なる向上に努めさせる。

国際文化学科

世界の多様な文化や価値観を理解し、言語コミュニケーション能力や情報コミュニケーション能力を身につけ、国際化・情報化した現在の社会において積極的・主体的に活躍できる人材の養成を目的とする。

その目的のために次の教育目標を掲げる。

- ① 自国日本を含めた世界の多様な民族文化、多様な価値観を理解し、相互の差異を認め、互いに尊重し合うことのできる、国際感覚を養う。
- ② 言語によるコミュニケーション能力の基盤として、まず日本語の運用能力や表現力のさらなる向上をはかる。同時に国際的な意思疎通と相互理解のために、国際共通語としての英語力を充実させ、さらに昨今の重要度を増している中国語、韓国語の基礎的な語学力を身につける。
- ③ 情報化社会の中で生きていくために必要なコンピュータによる情報収集能力、情報処理能力、自己表現能力、通信技術など、コンピュータについての実用的な能力を身につける。全員が日本語ワープロ検定2級、情報処理技能検定2級の取得をめざす。

食物栄養学科

人々の健康維持・増進を図ることを目的に、人体、疾病、食品関係など幅広い分野の専門知識を身につけ、健康な食生活を企画・実践できる人材と、地域社会において栄養指導などに積極的役割を果たせる栄養士の養成を目標とする。

上記のような人材育成のため、次のような具体的教育目標を掲げる。

- ① 栄養や食生活の面から健康について学ぶばかりでなく、人体の構造と機能、食品と衛生、各種疾病の予防や食事療法、栄養の指導、給食の運営に至るまでの幅広くきわめて重要な分野を学ぶ。
- ② 実験・実習・卒業研究などを通して、高度な専門知識・技能のほか、協調性やコミュニケーション力など

を向上させる。

- ③ 本学独自の開講科目により、管理栄養士に必要な知識も一部先行的に学ぶ。
- ④ 実践教育にも積極的に取り組み、インターンシップや卒業研究で地域との連携も図る。

生活デザイン学科

ファッション、建築・インテリア、グラフィックの分野において、素材選定から設計、制作に至るデザインの専門知識や技能を身につけ、人々の生活環境の向上に活躍できる人材の養成を目的とする。学科には、ファッションデザイン専修、感性デザイン専修の2専修をおき、さらに前者にはファッションデザインコースとファッションビジネスコース、後者には建築・インテリアデザインコースとグラフィックデザインコースを設けている。各コースの教育目標は次のとおりである。

① ファッションデザインコース

衣服の製作、テキスタイル特性や色彩に関する知識や技術、感性や発想の表現方法を身につけ、デザイナーやパタンナーなど、アパレル企業でクリエイティブに活躍できる人材を目指す。

② ファッションビジネスコース

衣服素材の物性や商品知識、商品の企画、流通の仕組みを修得し、ファッション商品の流通ビジネスの分野で活躍できる人材を目指す。卒業と同時に2級衣料管理士資格が取得できる。

③ 建築・インテリアデザインコース

建築やインテリア空間の意匠設計だけでなく、構造、環境、設備に関する基礎的な知識や設計技術を修得し、住宅メーカー、建築設計事務所、インテリアデザイン事務所などで活躍できる人材を目指す。卒業と同時に2級建築士、実務経験4年を経て1級建築士の受験資格が取得できる。

④ グラフィックデザインコース

視覚表現の基本的な技術と知識、発想方法をはじめ、ポスター、パッケージ、Web、書籍などの各メディアの制作を通し、視覚的訴求力を高めるための表現方法を修得し、印刷・出版業界でクリエイティブに活躍できる人材を目指す。

iii 自己評価の概要（対象短期大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 短期大学の目的

本学の目的及び各学科の教育目標は学則に明記され、本学の規程集と学生便覧に掲載され、学生・教職員に周知されている。また、その目的は短期大学一般に求められる目的から外れるものではない。各学科のより具体的な教育目標については、ガイダンス資料、学生募集要項、大学案内（キャンパスガイド）、オープンキャンパス資料、ホームページ等に明記し、全学的に、また広く社会に対して公表している。

こうした本学の目的、人材養成の目標などは、オープンキャンパス、大学祭、公開講座などの大学開放事業を通じて一層広く周知されるように努めている。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は「女子に対して幅広く深い教養及び総合的な判断力を養成し、豊かな人間性を涵養するとともに、専門的な知識と技能を授け、有為な社会生活を営み、かつ地域社会の発展に貢献する人材を養成することを目的とする」と学則で規定している。この目的を達成するため、本学では英語英文学科、国際文化学科、食物栄養学科、生活デザイン学科を設置しており、この学科の構成は本学の教育研究の目的を達成する上で適切なものになっている。

本学における教養教育は、教務委員会において全学的な見地で議論し、実施する体制を整えている。平成 12 年に全学科にわたり「教養演習」という教養教育科目を設置した。これは、大学での基本的な学習方法を身につけさせ、専門教育への橋渡しとなることをねらっている。また平成 15 年 4 月から岐阜県内の他大学との単位互換制度（ネットワーク大学コンソーシアム岐阜）に参加することにより、従来よりも幅広く教養教育科目を履修することが可能となった。

本学の教授会は、教育活動に関して、学則などの規程の改正、教員の人事、大学予算、教育研究の体制やカリキュラム編成、単位の認定、補導厚生などに関する事項を審議・決定している。教授会では、教育課程や履修などの教育活動に関する議題が多くを占めており、各学科、各委員会から提案された議題を慎重に議論し、決定している。このように本学の教授会は、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

本学の教務委員会では、カリキュラム改正、単位認定、学生の休学・復学・退学、時間割編成、学修規程の改正などに関して、討議し決定している。こうした諸活動から判断して、教務委員会が教育課程や教育方法等を検討する組織として十分に機能していると考えられる。

基準 3 教員及び教育支援者

教養教育については基本的に全学体制で、専門教育については各学科が責任をもって遂行している。助教は自ら講義を担当するとともに他の教員の授業を補佐している。助手は演習・実習・実験の授業補佐にあたっている。このように教員の教育に関する役割分担は組織的に、適切に行なわれているといえる。

研究に関しては、助教を含めて、各教員が主体的に行っており、目的に応じて単独でまたは共同で行っている。また、各教員の研究内容は、担当する科目・教育内容との相関に配慮したものとなっている。

専任教員は、本学の教育目的を遂行するに足るだけの質を備えており、人数も少人数教育を実施できるという点で必要数が確保されているといえる。

教員の採用については完全な公募制をとっている。教員の採用・昇格に関しては明確な基準を設けて、教授会で選出された教員選考委員がその審査に当たる。最終的には教授会での投票によって、採用・昇任を決定しており、人事の公明・公平性は保たれ、かつ的確な人選が行われていると考えている。

ただし、教育上の指導能力の評価に関しては、客観的データのみならず、より実質的な教育・指導能力の評価基準作成が望まれる。

教育活動の評価は、毎学期、全科目の「学生による授業評価」を行っている。その結果を受けて、教員は「授業評価に対する分析と今後の対応」を学長に提出し、その内容は冊子にして公表している。各教員は、これを自覚と責任において授業改善に役立てているが、さらに今後は、組織的な改善の取り組みが望まれる。

教育課程を展開するのに必要な事務職員数は確保されているといえるが、短大の諸事務に精通した人材の確保には問題があり、さらなる職員の研修の必要性が痛感される。

基準 4 学生の受入

本学では、本学の教育目的に対応したアドミッション・ポリシーを定めて、『大学案内』や本学ホームページ (<http://www.gifu-cwc.ac.jp/nyushi/21gaiyou.htm>) に掲載している。また、本学の『募集要項』にも、学科ごとのアドミッション・ポリシーに沿った選抜方法が記載されている。

入学者選抜は、公正・適正に行われており、受験者数も減少しつつあるとはいえ、それなりの受験倍率を維持しており、アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れることが可能となっている。またAO入試と推薦入試制度によって、学科に則した技能をもつ者、やる気のある学生などを受け入れており、多様な学生によって学内の活性化も図られている。

本学では入試委員会を中心にして、毎年入学者選抜の方法の見直しを検討し実施してきた。そして平成 20 年度からは全学科において大学入試センター試験を導入し、受験生の受験機会をさらに増やすとともに、学力試験だけでなく、特に語学力や意欲を見るため、平成 20 年度に英語英文学科で、平成 22 年度からは国際文化学科でそれぞれAO入試を導入している。いずれもこれまで以上に、学科に適した能力を持つ学生を受け入れるための方策であり、改善策のひとつとして評価できると考えている。

基準 5 教育内容及び方法

教養教育は、学生が社会に出て活動するのに必要最低限の知識や教養を身につけることを配慮した科目編成がなされている。ただ、開設科目の数は必ずしも多いとはいえ、学生が幅広い教養を身につけるため、選択幅を広げる必要があると思われる。

専門教育は、各学科の教育目的に則した授業科目が開設されており、いくつかの分野を設けて、その分野にふさわしい科目を配置し、全体として体系的なカリキュラムとなっている。

とくに卒業研究は、学生の考える力や構成力、主体性などを育成する上で大きな成果をあげている。また、情報処理教育は教養教育のみならず、専門教育でも重視している。

また、希望者対象とはいえ、3 学科で行われるアメリカ・韓国・中国・ヨーロッパ研修は、それぞれ 30 名前後の学生が参加し、それを契機に語学留学や編入学する学生が出るなど、その成果は大きい。

授業科目の内容については、各担当教員が学科の教育目標を学科会議などで十分確認しあっており、非常勤講師については、学科の教育目標、科目の設置趣旨などを当該学科が事前に説明しているため、全体として教育課程の編成趣旨に沿ったものとなっている。

多様な科目を履修したいという学生のニーズに応えられるよう、開放科目の設定、他学科の専門教育科目の履修、e ラーニングなどによる他大学の単位互換科目の履修を制度化している。学生のニーズ、社会の要請等に対応して、全学あるいは各学科において特別講義を組んでいる。インターンシップについては、学科によっては単位化し、学習の動機付けや、進路選択の参考になっている。

単位の実質化のために、入学時ガイダンスにおいて、単位取得方法について全般的な注意を与え、さらに、少人数教育を活かして、学生の学習状況・単位履修状況に注意を払い、学生ごとに適切な指導を行っている。

また、図書館や自習室を整備し、その利用を奨励することで、自主的学習を促している。

本学の授業は、基礎教育や各学科の教育目的の特性に応じながら、多様な形態の授業を組み合わせ、指導法も少人数教育を中心にして、ゼミなどの対話・討論型・発表型授業、フィールド型授業などの授業形態を組み合わせで行っている。

授業方法については、各教員が視聴覚機器の活用を図るなどの努力をしているが、学生の主体性、積極性、社会性を伸ばすための工夫がゼミ以外の科目においても必要と考える。

すべての開講科目について、シラバスを作成し、その活用法については、入学時ガイダンスなどで懇切丁寧に説明するとともに、シラバスに対する学生評価も行っている。大半の学生は、シラバスの妥当性を評価しているが、20%前後の学生が十分活用していないと推測され、より一層の指導が必要と思われる。

基礎学力不足の学生に対して、特に補習授業は行っていないが、定期試験の不合格者に対しては、個別指導を行って、学習目標を達成できるように努めている。

成績評価基準や卒業判定基準は学則及び学修規程で明確に定め、これに従って成績評価、卒業認定を行っている。成績評価の具体的な方法については、シラバスまたは口頭で予め学生に周知し、成績評価に関する異議申し立て制度を整え、成績評価の客観性、公平性、透明性の確保に努めている。

基準 6 教育の成果

本学が養成しようとする学力、資質・能力の達成状況の検証については、学期末試験や各種レポート・制作物による評価などによって行い、総合的な達成状況の検証・評価のための取組としては、「ゼミナール」「卒業研究」を実施している。

教育の効果や成果については、各学科とも単位取得、卒業、資格・免許の取得状況から、達成しているものと認識している。特に生活デザイン学科においては、学外で公開の卒業研究発表会、地元産業界や岐阜市とのコラボレーションを実施して、この取組が文部科学省平成 15 年度「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択され、地域社会に広く認知されて高い評価を得た。

教育の効果や成果の達成に関する学生自身の判断については、学生による授業評価の回答結果から、学生の多くは全体的に受講することに意義があったとしている。生活デザイン学科の卒業時の満足度調査においては約 80%の学生が満足と答えており、不満足と答えたものは数%にとどまっている。

卒業後の進路状況については、殆どの学生が取得できる資格・免許を取得して、進路を決定して卒業している。また、各学科で実施している先輩と語る会の講師として来る卒業生は、その態度や発言から、職場において向上心や積極性をもって活躍していることが窺える。さらに、教員の企業訪問などでは、人事担当者から本学卒業生を高く評価しているとの声を聞いている。

以上のように、岐阜市立女子短期大学における教育の成果は、全体的に見て基準に達しているものと認識している。

基準 7 学生支援等

本学の学生支援体制は、施設的にも教職員の支援体制も充実しているといえる。

施設では学生の自習室などの自習環境や保健室などの健康保全施設、就職資料室、体育施設、自治会室やクラブ室など、必要な支援施設は完備しているといっていよい。

また支援体制も、少人数の学生を教職員が対応するということからきめの細かな支援が可能であり、クラス担任、保健担当事務職員（看護師）、進路支援担当事務職員、クラブ・自治会顧問、進路支援委員会、ハラスメント防止委員会などがそれぞれに学生支援にあたっている。

学習支援の面では、年度始めの学科別ガイダンスでは全体的に、2 年生後期の履修登録時には個別的に、履

修計画の指導を行っている。オフィスアワーの設定・電子メールの活用・クラス担任制などでその他の学習相談に応じている。附属図書館、情報処理自習室などにより、学生の自主的学習環境も整備されている。

進路に関しては、求人情報、編入学情報をインターネットにより開示し、進路支援担当事務職員とクラス担任、進路支援委員、その他の教員が学生の相談に随時対応して、助言を行ったり、模擬面接、履歴書や小論文の添削などを行っている、例年、就職希望者の就職率は高く、四年制大学への編入学希望者の合格率も高い。また、全学挙げて各種資格取得を奨励しており、就職活動を側面から支援している。

学生のサークル活動や自治活動については、クラブ室、学生ホール、和室、グラウンド、テニスコート、体育館など学内施設の充実を図っている。また、クラブ顧問による支援体制も組んで、課外活動が円滑に行われるように支援している。

学生の生活支援等に関するニーズの把握については、個々の教職員が学生から直接聞き取ることに加え、平成 19 年度から学生卒業時満足度調査を実施して、制度的にニーズの把握ができるように努めている。さらに在学生のニーズ把握のためのアンケート調査実施を行っていく必要がある。また、アンケート結果と大学側の対応を学生に公表して、把握したニーズを確実に改善に結び付けていく努力も必要である。

学内施設はバリアフリー化されおり、平成 12 年には車椅子を使用する学生を受入れたが、無事に卒業している。

学生の経済面での援助としては、日本学生支援機構奨学金の貸与が主である。また、授業料等の減免・免除制度もあるが、いずれも学業成績による基準によって希望者すべてが利用できるわけではない点が、検討すべき問題点かと思われる。

基準 8 施設・設備

本学は、情報処理室や附属図書館の整備状況及びそれらの有効活用を含め、教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備されていると考える。

また、現在の校舎は平成 12 年度に移転新築したため、校舎及び敷地内はすべてバリアフリーとなっており、身体障がい者用トイレも設置し、学校全体が身体障がい者に配慮したものとなっている。

各学科とも情報リテラシー教育のために、パソコン演習を授業に取り入れ、情報処理教育を推進している。

学内のパソコンは学内 LAN を経由して、インターネットに接続されており、学生は情報、資料の収集、レポート作成などに役立てている。また、教員は学外ホームページを提示しながら、授業を進めていくことも可能になっている。このように学生、教職員とも、情報ネットワークを十分有効に活用していると判断できる。

学内施設の利用については、規程及び内規等を定め、入学時ガイダンスや学生便覧で学生に周知している。

教育研究上必要な図書、学術雑誌、視聴覚資料等については、学生・教員の希望を聞いて、図書・紀要委員会において選書し、購入している。蔵書は、日本十進分類法に則り、系統的に整理・保管されている。利用統計資料によれば、これらは学生に有効に活用されていると判断できる。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料は、日常的に事務局の教務担当係が記録を収集して蓄積している。授業の担当者名、時間割、学生の履修状況、成績などは、教務システムに電磁記録として蓄積され、必要に応じて各種の統計に利用することが可能である。

学生の意見聴取については、新入生アンケート、卒業時満足度調査、学生による授業評価が実施されている。教職員の意見聴取も教授会・各委員会・学科会議等において自由に積極的に実施されている。学外関係者の意見については、卒業生、学生の就職先を含む企業関係者、学外実習先の関係者、同窓会役員、教育後援会役員、あるいは保護者や市民個人から教育の状況などに関する意見を聞き、その内容を自己点検・評価に適切な形で

反映されている。

評価結果を教育の質の向上、改善に結びつけられるようなシステムとしては、主として各学科会議において審議され、必要があれば教授会に対して教育課程の見直しや教員組織の構成の変更を提案するなどの取り組みを実施している。全学科とも、点検評価の結果を踏まえて、教育課程（カリキュラム）の改正や授業内容の充実を図っている。

学生による授業評価アンケートは平成 13 年度から実施し、平成 19 年度からは、非常勤を含む、全科目について、WEB 上でアンケートを行っている。各教員は、評価結果を分析し、授業内容、教材、教授技術等の改善計画を立て、授業改善計画書を提出し、次学期からの授業改善に生かしている。また、アンケート結果と授業改善計画書は冊子にまとめられ、公表されている。

全学的なFDとしては、平成 19 年度から外部講師を招いての研修会を実施し、大多数の教員がこれに出席し、各教員の授業方法の改善に役立てている。

大学業務を経験していない事務職員が本学に配属された際には、学長による新任職員研修を実施して、大学での事務職員として教員の教育・研究活動を支援していくための心構えや方法、学生の生活・進路支援のあり方などについて研修し、また毎年の公立短期大学協会主催の事務職員・局長研修会などに参加して、教育・研究支援職員としての資質を身に付けている。

基準 10 財務

本学は、短期大学としての施設設備資産を有しており、教育研究活動を継続して遂行できる安定的な予算が確保され、財政的に過大な支出超過とはなっていない。

現在、土地の償還費（330,000 千円）が予算に占める割合が 35%と高くなっているが、岐阜市の財政計画に基づいた償還額であり返済計画は順調に行われ、平成 22 年度で完済する計画である。

また、授業料等の収入は、例年 47～49%台を確保しており、教育研究活動を遂行するための経常的収入が継続的に確保されていると考える。

市立の短期大学として岐阜市議会に予算案を提出し、議決後、告示により市民に対し周知されている。

予算の配分については、教育・実習費、教員研究活動費、施設設備整備費等の教育研究活動に対し、総務委員会や教授会の議を経て、適切に行っている。

また、財務監査としての定期監査等を毎年行っており、指摘事項をもとに改善に努めている。

基準 11 管理運営

本学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務局体制は整備され機能しており、管理運営の規程等も整備されている。職員の研修は定期的に行って職員の資質向上に努めているが、専門職としての位置づけが不十分であり、ノウハウ蓄積と高校・企業などとのパイプ維持は大きな課題である。

自己点検・評価として授業評価アンケート、卒業時満足度調査を実施し、学生のニーズ把握に努め、評価結果を改善に活かしている。外部評価も平成 14 年度と 20 年度に行って、改善と将来構想検討の参考にしている。

自己・点検評価の社会的公表については、更に積極的に進めていく必要がある。

本学の教育活動は、オープンキャンパス、大学説明会、大学案内冊子、ホームページを通じて、高校生に広く周知している。また、研究活動は本学紀要をホームページに掲載して広く社会に発信している。また、毎年 700 人以上の受講者がある公開講座を通じて、本学教員の研究活動の成果を広く市民に還元する努力を行っている。

iv 自己評価書等

対象短期大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ホームページ <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201003/tandai/no6_1_2_jiko_gifutan_t201003.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基 準	資料番号	根拠資料・データ名
基準1	1-1-①-1	岐阜市立女子短期大学学則
	1-1-①-2	平成22年度学生募集要項1頁
	別冊資料A	『学生便覧』
	別冊資料B	『学生募集要項』
	別冊資料C	『大学案内』
基準2	2-1-②-1	教務委員会規程
	2-1-②-2	平成21年度単位互換履修生募集ガイド
	2-1-②-3	平成19年度第5回教務委員会議事録
	2-1-②-4	平成19年度第8回教授会議事録
	2-2-①-1	平成20年度第10回教授会議事録
	2-2-②-1	平成20年度第7回教務委員会議事録
	別冊資料A	『学生便覧』
	別冊資料D	『授業計画（シラバス）』
基準3	1-1-①-1	岐阜市立女子短期大学学則
	3-1-①-1	岐阜市立女子短期大学条例
	3-1-①-2	助教の職務等についての申し合わせ
	3-1-②-1	教員組織表
	3-1-②-2	平成21年度非常勤講師一覧表
	3-2-①-1	教員選考規程
	3-2-①-2	教員選考委員会規程
	3-2-①-3	教員選考基準に関する申し合わせ
	3-2-①-4	教育研究及びその他活動等業績書（教員選考規程様式4）
	3-2-②-1	自己評価委員会規程
	3-2-②-2	平成19年度第3回自己評価委員会議事録
	3-3-①-1	教育内容と相関性を有する研究活動および研究業績
	3-4-①-1	岐阜市立女子短期大学処務規則
	3-4-①-2	教職員組織表
	別冊資料A	『学生便覧』
	別冊資料D	『授業計画（シラバス）』
	別冊資料E	『平成20年度前期授業評価アンケート結果』
基準4	1-1-①-2	平成22年度学生募集要項1頁
	4-2-①-1	国際文化学科AO入試の導入
	4-2-①-2	過去5年間の入学者選抜状況
	4-2-③-1	平成21年度AO入学試験業務要領
	4-2-③-2	平成21年度推薦入学試験・推薦入学試験（専門高校）等業務要領
	4-2-③-3	平成21年度一般入学試験等業務要領

	4-2-③-4 入試委員会規程 4-2-③-5 入学試験問題作題及び入学試験問題取扱い要領 4-2-③-6 個人別成績開示請求書 4-2-④-1 本学入試制度に関するアンケート調査 別冊資料B 『学生募集要項』 別冊資料F 1 『平成 18 年度入試過去問題集』 別冊資料F 2 『平成 19 年度入試過去問題集』 別冊資料F 3 『平成 20 年度入試過去問題集』
基準 5	1-1-①-1 岐阜市立女子短期大学学則 2-1-②-2 平成 21 年度単位互換履修生募集ガイド 5-1-①-1 学修規程 5-1-②-1 他学科の専門教育科目及び教養教育科目の履修状況 5-1-②-2 単位互換制度の利用状況 別冊資料A 『学生便覧』 別冊資料D 『授業計画（シラバス）』
基準 6	6-1-③-1 平成 20 年度卒業時満足度調査結果 6-1-④-1 進路決定状況 別冊資料E 『平成 20 年度前期授業評価アンケート結果』
基準 7	6-1-③-1 平成 20 年度卒業時満足度調査結果 6-1-④-1 進路決定状況 7-1-②-1 平成 20 年度就職支援メニュー日程表 7-1-②-2 就職活動・進学準備の進め方（平成 20 年度版） 7-1-④-1 学生支援体制 7-2-①-1 授業以外のパソコンの利用について 7-2-②-1 平成 20 年度クラブ役員一覧表 7-2-②-2 過去の主なクラブ活動実績 7-2-②-3 過去 3 年間の桃林賞受賞者一覧表 7-3-①-1 平成 21 年度健康診断実施要領 7-3-①-2 学生相談の案内 7-3-①-3 ハラスメント防止等に関する規程 7-3-①-4 保健施設及びカウンセリング利用状況 7-3-③-1 過去 5 年間の奨学金貸与状況 7-3-③-2 授業料等減免取扱要綱 別冊資料A 『学生便覧』 別冊資料D 『授業計画（シラバス）』
基準 9	3-2-②-2 平成 19 年度第 3 回自己評価委員会議事録 6-1-③-1 平成 20 年度卒業時満足度調査結果 9-1-①-1 業績一覧表（様式） 9-1-②-1 平成 21 年度新入生アンケート

岐阜市立女子短期大学

	9-1-④-1 9-2-①-1 別冊資料D 別冊資料E	平成20年度前期「授業評価に対する分析と今後の対応」にみる、授業改善の試み（抜粋） ファカルティー・ディベロップメント（FD）に関する講演の報告（平成19、20年度） 『授業計画（シラバス）』 『平成20年度前期授業評価アンケート結果』
基準10	10-2-③-1	平成21年度研究交付金配分方法
基準11	3-1-①-2 11-1-①-1 11-1-①-2 11-1-①-3 11-2-①-1 11-2-①-2 11-2-①-3 11-2-①-4 別冊資料G	助教の職務等についての申し合わせ 運営組織図 緊急時対応マニュアル 各種委員会委員名簿 教授会規程 岐阜市立女子短期大学規程集目次 学長選考規程 学生部長・附属図書館長選考規程 『大学概要』